

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十一号）（税務課）

### 一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、県たばこ税の税率を引き上げる等を行う。

### 二 内容

#### (一) 個人県民税

個人県民税の調整控除の対象者を、合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者とする。

#### (二) 県たばこ税

ア 県たばこ税の税率等について、以下の措置を講じる。

(ア) 県たばこ税の税率を平成三十年十月一日から平成三十三年十月一日まで段階的に引き上げる。

(イ) 税率の引上げに伴い、手持ち品課税を実施する。

イ 加熱式たばこの課税方式について、重量の要素を見直すとともに、重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式に改め、平成三十年十月一日から平成三十四年十月一日まで段階的に移行する。

### 三 施行期日

二(一)については、平成三十三年一月一日

二(二)アについては、平成三十年十月一日、平成三十二年十月一日、平成三十三年十月一日に段階的に施行

二(二)イについては、平成三十年十月一日から平成三十四年十月一日まで毎年十月一日に段階的に施行